

「国民健康保険税の取扱い」参考資料

1 医療費と保険税の関係

医療費が高くなると保険税が高くなるのが原則である。構成市町村別に被保険者 1 人当たりの療養諸費費用額と保険税の関係を整理しますと下記の表のとおりです。

被保険者 1 人当たりの療養諸費費用額と保険税調定額の保険者別相関表

		平成 13 年度 一人当り保険税 (円)			
		35,000 円 ~	40,000 円 ~	50,000 円 ~	60,000 円 ~
一人 当り の医 療 費	560 ~	鹿島村			
	520 ~			上甌村	
	480 ~			里村	川内市・樋脇町 東郷町
	440 ~				入来町
	400 ~		下甌村	祁答院町	

2 一人当り医療費 (13 年度年報資料より)

(診療 + 調剤 + 食事療養費 + 施設療養費 + 訪問看護 + 療養費 + 移送費)

13 年度の医療費に 15 年度賦課及び試算による税額比較

	医 療 費	15 年賦課	試算した税率	全 体
川内市	490,196 円	51,697 円	52,712 円	49,403 円
樋脇町	481,173 円	51,302 円	44,924 円	49,403 円
入来町	474,868 円	50,419 円	42,627 円	49,403 円
東郷町	505,474 円	52,026 円	43,627 円	49,403 円
祁答院町	432,785 円	43,759 円	39,504 円	49,403 円
里村	489,963 円	42,875 円	48,515 円	49,403 円
上甌村	533,381 円	47,673 円	42,702 円	49,403 円
下甌村	434,899 円	37,399 円	44,880 円	49,403 円
鹿島村	574,877 円	35,050 円	39,211 円	49,403 円

上記 表 1 については、13 年度の状況であります。

2 につきましては、一人当りの医療費と各市町村の 15 年度賦課、新市の均一の 4 方式で試算した税率を比較してあります。

これをみますと現在の各市町村国保世帯の課税の基になる額(所得・資産)に差異があるため全体の平均より上がるのは川内市のみとなります。

3 国民健康保険事業の保険税

- (1) 国民健康保険事業に要する経費は、「保険給付に要する経費」「保健事業に要する経費」「事業運営管理のための事務的経費」の三つに大別される。国民健康保険の保険税はその主たる財源であるが、国庫負担金や一般会計からの繰入金等を除く国民健康保険事業の財源は保険税で賄うこととされている。国民健康保険の保険税は所得或いは負担能力に応じて課され、その総額は全体の支払いに必要な額でなければならない。
- (2) 国民健康保険税は、国民健康保険事業を行う市町村が課税主体となり、国民健康保険事業に要する費用に充てるために課税する「目的税」(地方税法第5条第6項第5号)である。目的税とは、その収入が特定の経費に充当されその用途が限定される税種である。

4 税率積算資料より増減する市町村の意見

(1) 上がる市町村

・ (川内市)

現在国民健康保険事業会計では、2年ほど前から税率の改正が必要な状況にあり基金の取り崩し、一般会計からの借り入れ等を行い現在に至っているため上がるのは合併で上がるのではなく上げる時期であった為問題はない。

・ (里村)

川内市と同じのような状況にあり医療費の伸び等を考慮すると合併を期に上げるのではなく、上げる時期にきているため住民に説明し理解してもらう。

・ (下甌村)

下甌村においてはこの試算による増額は住民の理解を得るのは難しい。また下甌村においては構成市町村の中でも医療費が低いこと等も考慮していただきたい。また今の税率については基金等を取り崩して事業運営しなければならない状況にあるのですが税率改正を今までも検討してきましたが、国保運営協議会等で基金の取り崩し等で対応する意見で上げられなかった実情もあり議会等も了解してきている。

サービスは高く負担は低くという合併の説明も行っている事等も踏まえ、現在の税率で不均一をお願いしたい。

・ (鹿島村)

下甌村と同様急激な増額については住民の理解を得るのは難しい。現在の国保運営につきましても、構成市町村の中では医療費が一番高いのですが一般会計からの繰入金で補って今の税率を維持しています。しかしながら村民の80%が国保被保険者である事から他の保険との均衡を踏まえて議会等の理解も得た上で、政策的な判断で現在まで運営をしてきている。また合併の説明でサービスは高く負担は低くと説明会等でしてきているため下甌村同様不均一をお願いしたい。

(2) 均一の意見(下甌村・鹿島村以外の意見)

国民健康保険税は、本来地方税法に基づいた目的税であり、その目的にそった課税を行えばよい。

管内を人が異動する時、不均一の場合税率の調整が的確に把握しにくい。

まちがいを起こさずに事務を執行することが大前提であるが、不均一にした場合手作業になる部分や、遡及課税等の取扱いがかなり複雑になり、事務の輻輳から課税まちがいを起こす可能性が高くなる。

不均一にした時、電算システム開発経費が高額になる。

3年後に統一した時、今の医療費からすれば2倍以上の税負担になると思われるが、地域住民の理解が得られるのか。

他の7構成市町村の住民に対し、不均一とした場合、「一部不均一」では説明ができない。

鹿島村は、構成市町村の中で最も医療費が高く、国保事業を運営していく中で、一般会計からの大幅な繰入を行いながら現在の税率を維持している状況にある。

また、下甌村についても医療費は低い水準にあるが、現在の税率を維持するために基金繰入れを行っている状況にある。

現在基金を保有している所においても、基金を取崩してから均一を行えばという意見もある。

均一課税にすることの付帯意見

- ・ 島嶼部に対する給付側での制度の充実を図ってもらい不足部分を補ってもらう。具体的には、医療施設の整備充実・健康診査等の無料実施・給付事業サービス等の検討等
- ・ 先進地事例において周南市が全保険者を対象に急激な負担が生じないよう措置として財政支援を行っている。3年間(1年間約5億)

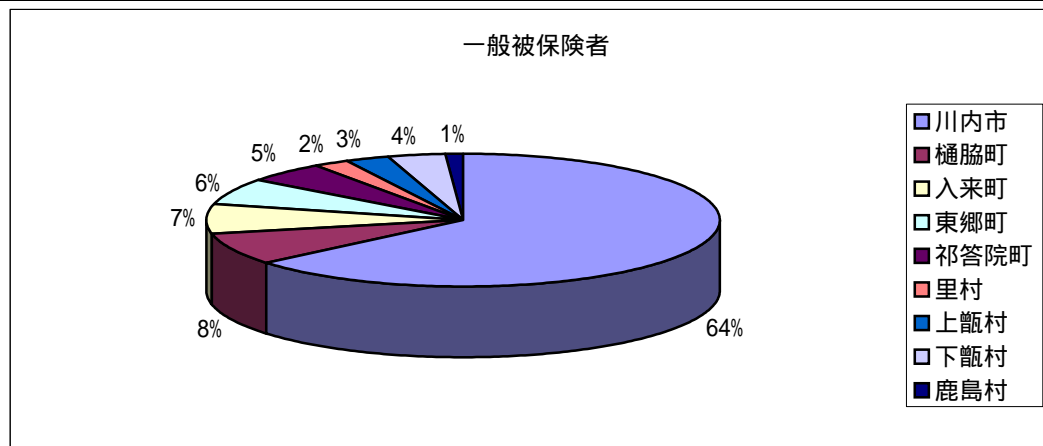
項目	メリット	デメリット
均一	・目的税本来の趣旨に合致する。 ・余分な開発費用等がかからない。 ・給付は新市内同一となる。 ・4村:入院等の場合、旅費などがかかる。	・3村に急激な負担増が生じる。 ・負担増に対する3村住民への説明が困難
不均一	・3村に急激な負担増を与えない。	・目的税本来の趣旨にそぐわない。 ・余分な開発費用等がかかる。 ・不均一をすることの1市4町1村住民への説明が困難(地域格差) ・システム化できない部分が生じ、手書きによる事務が増加する。(不均一村だけでなく全体)

川薩地区法定合併協議会税務分科会

(税率検討資料)

1.被保険者数(医療)

区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
一般被保険者	22,482	2,723	2,507	2,225	1,760	821	914	1,284	417	35,133
退職被保険者	3,371	461	282	231	229	32	125	116	20	4,867
合計	25,853	3,184	2,789	2,456	1,989	853	1,039	1,400	437	40,000



2.被保険者数(介護)

区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
一般被保険者	5,684	600	574	499	376	251	157	326	113	8,580
退職被保険者	1,268	166	112	149	83	17	50	57	8	1,910
合計	6,952	766	686	648	459	268	207	383	121	10,490

3.税率(医療分)

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
4方式(必要額)	7.1	31.5	20,500	15,000
3方式(必要額)	8.6	0	21,000	15,500
川内市	7.10	20.00	18,500	23,000
樋脇町	7.47	42.60	20,500	23,900
入来町	8.97	40.20	18,100	22,300
東郷町	7.85	50.00	21,000	23,000
祁答院町	8.20	40.00	18,000	20,000
里村	5.50	41.00	17,000	18,000
上甌村	8.10	45.00	18,400	19,700
下甌村	6.00	35.00	13,500	15,000
鹿島村	7.00	35.00	13,500	14,500

4.税率(介護分)

区分	所得割	資産割	均等割	平等割
4方式(必要額)	1.08	7.00	5,900	3,300
3方式(必要額)	1.34	0	5,900	3,200
川内市	0.77	5.60	5,400	3,500
樋脇町	0.85	6.59	5,300	2,900
入来町	0.95	9.00	6,000	3,500
東郷町	0.85	8.00	5,800	3,500
祁答院町	1.20	9.00	6,400	4,000
里村	8.30	4.90	4,800	3,100
上甌村	8.50	5.30	5,000	2,900
下甌村	8.80	7.00	4,800	2,800
鹿島村	8.00	9.60	4,400	2,500

5. 税率説明

- (1) 必要額 平成14年度年報(実績)を基に、財政安定化支援事業の繰入金を80%、又他の繰入金・基金繰入金等を歳入歳出を調整し求めた額
- (2) 4方式 保険税必要額を基に地方税法の基本税率になるよう算出した税率
- (3) 3方式 保険税必要額を基に、資産割を除いた(3税)で地方税法の基本税率になるよう算出した税率

6. 軽減後賦課額比較表(医療分)

(医療全体)	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
現行税率	1,336,513,460	163,345,218	140,618,395	127,775,100	87,035,798	36,572,285	49,532,678	52,358,706	15,316,934	2,009,068,574
4方式(必要額)	1,362,772,209	143,038,352	118,887,889	107,148,704	78,573,956	41,383,080	44,367,444	62,832,423	17,135,097	1,976,139,154
3方式(必要額)	1,357,611,634	138,564,384	116,865,481	105,316,989	77,244,479	41,178,822	46,264,926	64,278,277	17,736,536	1,965,061,528
対現行税率(4方式)	26,258,749	20,306,866	21,730,506	20,626,396	8,461,842	4,810,795	5,165,234	10,473,717	1,818,163	32,929,420
対現行税率(3方式)	21,098,174	24,780,834	23,752,914	22,458,111	9,791,319	4,606,537	3,267,752	11,919,571	2,419,602	44,007,046

7. 一人当賦課額比較表(医療分)

(医療全体)	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
現行税率	51,697	51,302	50,419	52,026	43,759	42,875	47,673	37,399	35,050	50,227
4方式(必要額)	52,712	44,924	42,627	43,627	39,504	48,515	42,702	44,880	39,211	49,403
3方式(必要額)	52,513	43,519	41,902	42,882	38,836	48,275	44,528	45,913	40,587	49,127
対現行税率(4方式)	1,015	6,378	7,792	8,399	4,255	5,640	4,971	7,481	4,161	824
対現行税率(3方式)	816	7,783	8,517	9,144	4,923	5,400	3,145	8,514	5,537	1,100

8. 軽減後賦課額比較表(介護分)

(介護全体)	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
現行税率	85,359,022	8,491,779	8,455,207	8,094,300	6,711,344	3,169,337	1,992,560	4,371,716	1,232,653	127,877,918
4方式(必要額)	103,956,966	9,975,461	8,514,012	8,699,242	5,905,778	4,049,486	2,532,465	5,282,159	1,566,661	150,482,230
3方式(必要額)	103,688,036	9,878,939	8,455,593	8,551,798	5,941,238	4,076,037	2,742,528	5,422,083	1,631,032	150,387,284
対現行税率(4方式)	18,597,944	1,483,682	58,805	604,942	805,566	880,149	539,905	910,443	334,008	22,604,312
対現行税率(3方式)	18,329,014	1,387,160	386	457,498	770,106	906,700	749,968	1,050,367	398,379	22,509,366

9. 一人当税額(介護分)

(介護全体)	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	合計
現行税率	12,278	11,086	12,325	12,491	14,622	11,826	9,626	11,414	10,187	12,190
4方式(必要額)	14,954	13,023	12,411	13,425	12,867	15,110	12,234	13,792	12,948	14,345
3方式(必要額)	14,915	12,897	12,326	13,197	12,944	15,209	13,249	14,157	13,480	14,336
対現行税率(4方式)	2,676	1,937	86	934	1,755	3,284	2,608	2,378	2,761	2,155
対現行税率(3方式)	2,637	1,811	1	706	1,678	3,383	3,623	2,743	3,293	2,146